



お知らせします

個人市県民税の納税について

毎年6月に市県民税の税額を確定し、納税義務者の方へ納税通知書を送付しています。
納税通知書に添付の課税明細書の内容を確認し、納期限までに納税をしてください。
▼減免を受ける方は、納付前に手続きを
災害、死亡、退職などによる著しい所得の減少などで、税の納付が困難なときは、減免を受けられる場合がありますので、納期限までに申請してください。
▼問い合わせ先
市役所税務課(内線353)

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です

6月23日は「男女共同参画社会基本法」が施行された日です。これを記念して、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として定め、全国各地で様々な啓発活動が行われます。また、内閣府男女共同参画局では、今年度のキャッチフレーズに「家事場のパパデカラ」を最優秀作品に選定しました。この機会に、男女のパートナーシップについて身近なところから考えてみませんか。
「弥富市男女共同参画プラン」の閲覧は、市のホームページまたは市役所秘書企画課で行っています。
▼問い合わせ先
市役所秘書企画課(内線223)

・弥富市役所	65-1111 (代表)
・鍋田支所	68-8001
・十四山支所	52-2111
・総合福祉センター	65-8103
・総合社会教育センター	65-0002
・図書館	65-1117
・歴史民俗資料館	65-4355
・同報無線確認電話	65-8517
※臨時放送の確認ができません。	
(市外局番 0567)	

人口	44,499人 (+ 1)
男	22,351人 (+ 9)
女	22,148人 (- 8)
世帯	16,610 (+50)
(平成26年5月1日現在)	

津波・高潮緊急時避難場所を新たに指定しました

現在、市が指定を進めている「津波・高潮緊急時避難場所」について、3月10日に建物管理者と協定を締結し、左記のとおり新たに追加指定しました。

地区	栄南地区
建物名称	弥富トレーニングセンター 馬事会館
避難場所	3階～5階、屋上
収容可能人員	919名
所在地	駒野1番地

市では引き続き避難場所の指定を行っていますので、対象となる建物をお持ちの方は、ご協力をお願いします。
▼問い合わせ先
市役所防災安全課(内線362)

国民健康保険加入者の皆さんへ入院時食事負担額減額認定の手続きを忘れずに

市・県民税非課税世帯の方は「国民健康保険標準負担額減額認定証(以下「認定証」)を医療機関に提示すると、入院時の食事代の負担が一定額で済みます(別表)。該当する方は、申請してください。

◎入院時食事本人負担額

区分	1食当たり負担額
一般加入者	260円
課税非課税(70歳以上の方)	210円
民税世帯(70歳未満の方)	210円
市・県民税非課税かつ収入金額から必要経費・控除を差し引いた所得金額が0円となる場合	160円
70歳以上で低所得Iの方	100円

※70歳以上の低所得I：世帯主と世帯の国民健康保険加入者全員が、市・県民税非課税かつ収入金額から必要経費・控除を差し引いた所得金額が0円となる場合
※70歳以上の低所得II：世帯主と世帯の国民健康保険加入者全員が市・県民税非課税の場合
▼申請・問い合わせ先
市役所保険年金課(内線123)

熱中症にご注意を!

これからの季節に気をつけたい熱中症。暑くなるにつれて徐々に患者数は増加します。真夏に水分も取らずに運動して、気分が悪くなった経験はありませんか? 運動時はもちろん、夏の屋外だけではなく、気温・湿度の高い建物や閉めきった室内でも熱中症が発生する危険があります。28度を超える日は屋内にいても用心ください。今年も本格的な夏の到来を前

に予防をしましょう。
詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.city.yatomi.lg.jp/krashi/hoken07.html>
▼問い合わせ先
市役所保険年金課(内線123)

《児童手当現況届》をお忘れなく

児童手当を受けている方は、5月30日(金)に「現況届」を郵送しますので6月30日(月)までに提出してください。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
また、平成26年1月2日以降に弥富市に転入された方は、前住所の市区町村役場で平成26年度の課税証明書等(所得金額・扶養人数・諸控除額記載)の交付を受け、現況届に添付してください。

▼持参するもの
・受給者の健康保険被保険者証
・印鑑
その他にも添付していただく書類がある場合があります。
▼問い合わせ先
市役所児童課
(内線152～154)

①新規に認定を受ける場合

○必要なもの 国民健康保険被保険者証、市・県民税非課税証明書(平成26年1月2日以降に市に転入した方)、印鑑
②更新する場合
認定証の有効期限は毎年7月末日です。更新には、申請が必要です。

○必要なもの 国民健康保険被保険者証、認定証、印鑑

③長期該当(90日を超える入院)への変更
認定証を持っていて方で、過去1年間の入院日数が90日を超えた場合、申請すると「長期該当」になります。
○必要なもの 認定証、印鑑、長期入院が確認できるもの(病院の領収書など)
④差額の支給
要件を満たしているにもかかわらず、認定証の交付を受けられなかった場合や、認定証を医療機関に提示できなかった場合は、すでに支払った額から認定証を持っていたら支払うべき金額を控除した額(差額)を支給します。

○必要なもの 国民健康保険被保険者証、印鑑、入院代の領収書(食事負担額の内訳が分かるもの)、振込先が分かるもの(通帳など)

しいただく手間を省くために「会員登録出張所」を臨時開設しています。是非、「ご利用ください」。

実施日	時間	会場
6月19日(木)	14:30～15:00	保健センターロビー内

▼持ち物 印鑑
▼問い合わせ先
市ファミリー・サポート・センター
☎52-0922
ホームページ
<http://www.sjc.ne.jp/yatomi/subf.html>

市民の皆さんが行う優良な緑化事業を応援します

あいち森と緑づくり税を活用し、愛知県が行う「あいち森と緑づくり事業」に基づき、市民の皆さんが行う優良な緑化事業の費用の一部に対し補助金を交付します。

▼対象要件
市内の市街化区域または、市街化調整区域内の既存集落において、民有地の敷地などの緑化を進める事業で、緑化面積が80平方メートル以上のもの(生垣の場合は延長50メートル以上)
▼対象経費
植栽、植栽基盤などに係る工事費
▼補助金額
対象経費の2分の1の額(ただし、交付額が10万円未満の場合

▼申込方法
ファミリー・サポート・センターへ電話でお申し込みください。会員席・一般席共に定員になり次第締め切ります。
◎会員登録出張所のお知らせ
当センターでは、事務所へお越